

事務事業評価シート

評価年度	平成29年度	対象事業年度	平成28年度
------	--------	--------	--------

所属・ 担当者氏名	保健部 地域包括支援課 支援係 辻本 志津子	評価責任者 (担当課長)	地域包括支援課長 佐藤博美
--------------	------------------------	-----------------	---------------

1. 事務事業の種類

① 事務事業の名称	生活管理指導員派遣事業		② 整理番号	02220301-006
③ 第4次総合計画の施策の体系	章	心豊かな市民・教育・福祉		
	節	安心と健康、生きがいのある福祉社会の実現		
	項	高齢者福祉の充実		
	号	高齢者の健康で自立した生活づくり		
④ 関連する個別計画	第6期介護保険事業計画		⑥ 事務の種類	自治事務
⑤ 根拠法令・条例等	介護保険法・大和高田市地域包括支援センター設置規則			

2. 事務事業の概要

① 目的 (何のために)	基本的生活習慣が欠如しているなど、自立した日常生活を営むことが困難な高齢者に対し、生活管理指導員を派遣し、日常生活に関する指導及び支援を行う生活管理指導員派遣事業を実施することにより、基本的生活習慣を習得させ、要介護状態への進行を予防することを目的とする。
② 対象 (誰・何を対象として)	市内に居住する単身世帯又は高齢者世帯に属し、未申請又は介護認定で「非該当」と認定された生活改善の指導を行う必要がある第1号被保険者
③ 手段 (どのようなやり方で)	大和高田市社会福祉協議会から指導員を派遣し、調理、洗濯、掃除、買い物その他必要な家事について指導を行う。
④ 成果 (どのような効果を得ようとしているのか)	高齢者が介護保険を利用しなくても工夫することで一人暮らし又は高齢者二人暮らしを維持できる。要介護になることを防ぐことができることで、介護保険給付費の支出を抑えることができる。

3. 投入された年間総事業費及び人件費の推移 ※概算人件費は「人件費計算シート」による (単位：千円, 人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 直接事業費	24	0	13	0	(予算) 16
② 概算人件費	(0.00) 32	(0.00) 0	(0.02) 92	(0.00) 0	
一般職員 (職員数)	(0.00) 32	(0.00) 0	(0.02) 92	(0.00) 0	
嘱託職員 (職員数)					
臨時職員 (職員数)					
③ 合 計 (① + ②)	56	0	105	0	16
④ 特定財源 (国・県支出金、市債など)	49	0	0	0	0
⑤ 一般財源 (③ - ④)	7	0	105	0	16

4. 評価指標

種類	指 標 名	指標の算出方法等	実 績 値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動指標	① 派遣回数	年間派遣回数	8 回	0 回	7 回	0 回
	②					
成果指標	① 利用者数	年間利用者数	2 人	0 人	1 人	0 人
	1人当たりの年間派遣回数					
	② 数	年間派遣回数/年間利用者数	4 回	0 回	7 回	0 回
効率指標	① 利用者1人当たりのコスト	一般財源/年間利用人数	3,500 円	0 円	12,600 円	0 円
	②					

5. 項目別評価

評価の視点	3段階評価	評価の根拠
①妥当性 (目的及び市の関与は妥当ですか)	A	生活を営む力を付けられることで、要介護状態になることを予防でき、本人が主体となって高齢者の持つ力を引き出しながら住み慣れた地で生活できる状態を作ること、市の役割として重要である。 また、短期利用の訪問介護のために要介護認定申請を避けることができるため市として取り組む必要がある。
②有効性 (成果は向上していますか、向上していない場合向上のために改善の余地はありますか)	B	平成27年度は、経済的な理由から介護保険の申請の結果がでるまでの間のサービスのつなぎとして、自立支援として、制度間の隙間を埋めることは有用であった。平成28年度は、実績はなし。今後、平成29年度より総合事業開始に伴い、本事業の実施に関して検討する必要がある。
③効率性 (コスト・受益者負担は適切ですか、不適切な場合改善の余地はありますか)	A	受益者負担については、介護保険の自己負担に準じた金額であり、介護保険法の地域支援事業に基づくものである。

6. 今後の方向性 A 現状のまま継続、B 見直し（重点化、縮小、統合など）のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善・見直しの内容（「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。）
B	☐ 人件費の重点化 ☐ 予算の重点化 ☐ 事業の縮小 ☐ 事業の統合 ☐ 実施内容の変更 ☒ その他 介護保険サービスとしてのヘルパー利用を選択する時点で、本事業の対象外となる。平成27年度の介護保険法改正で、平成29年度より総合事業を実施することになる。要支援、一次予防、二次予防の区別なく、介護予防サービスとの再編を行う。事業対象者、要支援の人に対する緩和型サービスの実施は、介護保険料上昇を抑制すると期待されるものであり、住民への多彩なメニューの提供が期待できる。今後、本事業に代わり、総合事業の緩和型サービス利用への乗せ換えをすすめていく。このため、本事業の実施に関して検討していく必要がある。

7. 2次評価 A 現状のまま継続、B 見直し（重点化、縮小、統合など）のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善内容・改善計画（「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。）